平成２３年（フ）第１１０９号
東京都立川市幸町２丁目22番地の34
債務者　杉本　健一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　剛志
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７５号
神戸市垂水区山手６丁目10番７号
債務者　グッドハウスクリーニングこと　大川　寿雄
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　破産債権の届出期間　平成23年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿746番地19
債務者　西村　武春
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　正人
4　破産債権の届出期間　平成23年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１０７４号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘36番12号
債務者　西畑　　洋
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　道雄
4　破産債権の届出期間　平成23年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１号
島根県雲南市大東町大東1712番地
債務者　景山　　猛
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和俊
4　破産債権の届出期間　平成23年10月26日まで
5　一般調査期間　平成23年11月24日から平成23年12月８日まで
6　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１６号
愛知県一宮市小信中島字萱場54番地　ビッグウィン萱場105号
債務者　吉田　健司
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３８４号
北海道北斗市水無110番地
債務者　佐藤　正美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
福島県いわき市四倉町上仁井田字雁又11番地の３
債務者　星　　千張
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４７６号
埼玉県蓮田市関山３丁目10番19号　チェリーマンション305号
債務者　髙木　武志
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
埼玉県蓮田市関山３丁目10番19号　チェリーマンション305号
債務者　細井　ルミ
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６０号
埼玉県蕨市北町５丁目12番15号
債務者　大谷　一義
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７９号
さいたま市北区土呂町１丁目47番地17　グリーンハイツ長島201号、旧住所埼玉県上尾市本町２丁目３番７号　ホワイトハウス203
債務者　河原塚　茂
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１２号
埼玉県川口市大字小谷場1042番地の10　矢嶋方、住民票上の住所さいたま市南区南浦和２丁目18番18号　ＦｌａｔＣＵＢＥ201号室
債務者　高橋　一枝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１４号
さいたま市見沼区東大宮３丁目２番地42　ペルレイ東大宮102
債務者　高橋　静江
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４８号
さいたま市西区三橋５丁目2155番地３
債務者　内田かほる
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係